

# 市・県民税の申告

## 2月15日(火)～3月15日(火)

2月上旬、該当すると思われる方に「市・県民税申告書」「市・県民税申告の手引き」などを郵送します。左記の「市・県民税の申告が必要です」に当てはまり、用紙が届かない場合は、市民税課(本庁舎)一階または出張所・連絡所などに用意してある申告用紙を使用してください。

市民税課個人住民税担当

☎224・5640

### 市・県民税の申告が必要な方チェック

はい ↓ いいえ ↓

平成23年1月1日の時点で川越市に住んでいましたか？  
\*市・県民税の賦課基準日は、毎年1月1日となっています。

平成23年1月1日の時点で、川越市内に事務所・事業所・自己または家族のための家屋を所有していますか？

市・県民税の申告は不要です

平成22年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？

申告の義務はありません  
\*非課税証明書の必要な方と、後期高齢者医療制度・国民健康保険・国民年金の加入者は、申告が必要です。申告書裏面(昨年収入が無い方の記入欄)を記入し、郵送してください。

市・県民税の申告が必要です  
均等割が課税されます。申告書の書き方が異なりますので、市民税課にお尋ねください。

所得税の納付・還付(医療費控除・住宅借入金等特別控除など)を受けるため、税務署に平成22年分所得税の確定申告をしますか？

収入は給与ですか？  
給与以外の収入がありますか？

市・県民税の申告が必要です

市・県民税の申告は不要です  
所得税の確定申告をすることで、併せて市・県民税の申告が済みます。確定申告については、2月10日発行の広報川越をご覧ください。

勤務先(支払い先)から川越市へ、給与支払報告書が提出されていますか？

市・県民税の申告は不要です

### 市・県民税よくある質問

Q 私はパート収入のみです。市・県民税が課税されるのは、いくらからですか？ また、夫の配偶者控除になれる収入限度額はいくらですか？

A 市・県民税は、1月から12月までの年間給与収入が九十六万五千円を超えると、課税されます。また、妻の給与収入が百三万円

以下であれば、夫が配偶者控除を受けられます。給与収入が百三万円を超え百四十一万円未満の場合は、配偶者特別控除が受けられます。

- ① 平成23年度市・県民税申告書 申告に必要な物
- ② 印鑑(認め印可)
- ③ 収入が分かる書類(平成22年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票など)
- ④ 昨年支払った社会保険(国民健康保険・国民年金など)の領収書など、生命保険・地震保険の控除証明書、その他控除に必要な書類(身体障害者手帳など)
- ⑤ 営業等所得・不動産所得などがある方は、収入・経費が分かる帳簿など

\*給与以外の所得が二十万円以下でも、市・県民税の申告は必要です。国民年金保険料の支払金額を控除に入れる場合は、証明書の添付または提示が必要になります。

### 申告・相談の受け付け日程

混雑緩和のために、「市・県民税申告の手引き」にある地区ごとの指定日を利用してください。指定日に都合がつかない方は、左記の会場にお越しください。  
受付時間：午前9時～午後4時

15日(火)・16日(水)	高階南公民館
17日(木)	南古谷公民館
18日(金)	ジョイフル
21日(月)・22日(火)	大東公民館
23日(水)～25日(金)	メルト
28日(月)	北部地域ふれあいセンター
1日(火)	霞ヶ関北公民館
2日(水)	福原公民館
3日(木)・4日(金)	霞ヶ関公民館
5日(土)～7日(月)	やまぶき会館
8日(火)	農業ふれあいセンター
9日(水)～11日(金)	やまぶき会館
14日(月)・15日(火)	本庁舎7A会議室

\*記載済みの申告書は、郵送でも受け付けています。必要書類を同封して、〒350・8601川越市役所市民税課に郵送してください。

# 所得税の還付申告

## 2月10日(木)～3月9日(水)

この期間は、東上パールビルに還付申告の会場を設けています。昨年中に多額の医療費を支払った方や、年末調整をしていない方などは、一定の要件に合えば還付の申告で、すでに納めた所得税が戻る場合があります。

川越税務署 ☎235-9411

(申告案内窓口)

### 申告の対象

- ①～③の還付を受ける方です。
  - ① 給与所得者の医療費控除
  - ② 年金受給者で還付の要件に該当する方
  - ③ 中途退職者などで年末調整をしていない方
- \*源泉徴収税額のない方は、還付する金額が生じません。
- \*土地・建物・株式などの譲渡所得の申告や住宅借入金等特別控除など①～③以外で還付を受ける方は、川越税務署(並木四五二-一二)で受け付けます。



### ● その他の受付会場

受付時間：午前9時～午後4時

2月	
4日(金)	やまぶき会館
7日(月)	高階南公民館
8日(火)	霞ヶ関北公民館
9日(水)	霞ヶ関公民館
10日(木)	メルト
14日(月)	大東公民館

### 申告に必要な物

(1) 必ず持参する物

- ① 平成22年分の源泉徴収票の原本(記載されている住所・氏名が異なる場合は住民票の写しが必要)
- ② 印鑑(認め印可)
- ③ 振込金融機関の口座番号等が分かる

- 東上パールビル地下一階(脇田本町一五-一三)
- 直接、会場へお越しください。
- 受付日時：2月10日(木)～3月9日(水)  
(土・日曜日、祝日を除く)、午前9時～11時 ▼ 午後1時～3時
- \*相談は、午前9時30分からです。
- \*駐車場はありません。

- ④ 筆記用具
- ⑤ 計算用具
- ② 医療費控除による還付を受ける方が持参する物
- ① (1)であげた①～⑤
- ② 支払った医療費などの領収書(医療費の支払額を病院別、医療を受けた人別に集計した物)
- ③ 社会保険・共済保険などから補てんされた給付金の金額が分かる物
- ④ 生命保険会社などから支払われた入院給付金などが分かる物
- ③ 年金受給者・昨年中に退職した方が持参する物
- ① (1)であげた①～⑤
- ② 昨年支払った社会保険(国民健康保

険・国民年金など)の領収書など、生命保険・地震保険の控除証明書、その他控除に必要な書類(身体障害者手帳など)

\*国民年金保険料の支払金額の控除を受ける場合には、証明書の添付または提示が必要です。

### 年金説明会を開催します

年金収入のみの方を対象に、年金説明会と申告の受け付けを行います。

時間：午前10時～正午(受け付け11時前9時30分～10時) ▼ 午後2時～4時(受け付け11時30分～2時)

2月	1日(火)	2日(水)
	高階南公民館	メルト

### 無料税務相談所

関東信越税理士会川越支部事務局  
☎246-6188

税務全般、記帳と決算の指導、税務書類作成の指導など。税理士に依頼している方を除きます(電話で要予約)。

日時…金曜日(祝日を除く)、午前9時～午後3時

会場…カーニープレイス川越7階(脇田本町14-23)

\*電話のかけまちがいに、ご注意ください。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます